

4) NPO 法人格の取得手続

クラブの安定的・継続的な運営には、法人格の取得が必要となる。特に総合型地域スポーツクラブの場合、公益性が求められることからNPO 法人の取得が望ましい。

NPO 法人を取得することで、社会的な信用の増大、契約主体としての経済行為が可能、明確なルールのもとでの民主的な運営が可能、クラブの活動目標が関係者と共有できる、紛争の予防、コストの削減、指定管理者の応募、助成金の申請主体となれるなどのメリットがある。

①申請の準備

申請するには、まず、正会員（社員）を10名以上集め、次に、設立総会を開き、NPO法人設立の意思を正式に確認する必要がある。設立総会では、役員を選出の他に、申請にともなう書類（定款、事業計画書、収支予算書など）について検討し、方針を固める作業を行う。事前に、ワーキンググループ等で、各種書類を作成し、十分に検討しておく必要がある。

②申請手続

NPO法（特定非営利活動促進法）に定められた書類一式と申請書を所管庁に提出し、認証¹を受ける。認証者は、事務所がある都道府県の知事であるが、事務所が複数の都道府県をまたぐ場合は、内閣府内閣総理大臣となる。審査期間は4カ月以内とされており、その間、提出書類の一部は公開される。不認証の場合、その理由が付されており、申請者は、その指摘に基づいて書類を修正し、再提出することが可能である。また、理由が妥当でないと感じた場合は、異議

申し立てを行うことができる。

③設立登記

認証を受けたら、2週間以内に事務所の所在地の法務局で、設立の登記を行い、登記簿謄本を添付した設立登記完了届書を、閲覧用の定款、財産目録、登記簿謄本の写しとともに所管庁に提出する。さらに、事業開始から15日以内に、税務署への届出も必要となる。

④申請に当たって

NPO 法人格の取得には、正会員の募集や総会の開催、様々な書類の作成等、粘り強い作業が要求される。許可でなく認証であり比較的敷居は低いとはいえ、明確なミッション・ビジョンのもと、根拠のある収支計画を基盤とし、安定した運営の仕組みを示すことのできる事業計画書の作成が必要である。

⑤認定 NPO 法人

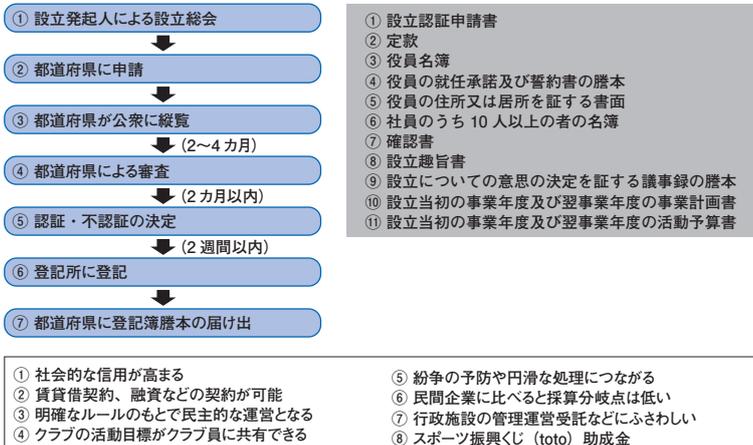
NPO 法人設立後、一定の要件を満たし、所管庁から「認定 NPO 法人」に認定されることで、税の優遇を受けることができる。要件の一つであるパブリック・サポート・テスト(PST)の適合判定にあたっては、(1) 総収入に占める寄附の割合が20%以上である（相対値基準）、(2) 3,000円以上の寄附者が年平均100人以上である（絶対値基準）、(3) 都道府県または市区町村が条例により個別に指定したNPO 法人である（条例個別指定）のいずれかの基準を選択することができる。認定NPO 法人に対して個人が支出した寄附金については、所得控除または税額控除のいずれかの控除を選択適用できる。

1. 認証

「認証」とは法的な手続が踏襲されているかどうかということであり、判断をとまなう「許可」と比べると、敷居は低いといえる。

NPO法人格の取得手続

NPO 法人格 — 取得とメリット



Copyright 2012 JASA All rights reserved.